

益田市営繕工事における週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本の整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっている。その対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るため、「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において週休2日相当（4週8休以上）の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から、工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。降雨、降雪等による予定外の閉所日も含む。なお、現場事務所又は会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

4 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

5 「発注者指定型」とは、発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

6 「受注者希望型」とは、受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議しなければならない。

(対象工事)

第3条 対象工事は、益田市が発注する全ての営繕工事を対象に週休2日工事（発注者指定型）で発注することを原則とする。

2 (発注者指定型)

以下のいずれかに該当する工事以外は発注者指定型の対象とする。

(1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 災害復旧工事

例2) その他緊急的、時間的制約があるもの

例3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事

(2) 請負対象金額が、500万円未満の軽微な工事

3 (受注者希望型)

第4項に定める工事（災害復旧工事）、第5項に定める工事（軽微な工事）を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、その対象とすることができる。

なお、この協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

(1) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 緊急的、時間的制約があるもの

例2) 当初工期の設定において、制限があり標準的な工期が確保できない工事

(2) 発注者が対象期間内の現場施工期間を7日未満で想定している工事

4 (災害復旧工事の取り扱い)

災害復旧工事については受注者希望型の対象とする。

対象外工事で起案した災害復旧工事は、契約後の受発注者協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、受注者希望型の対象とすることができる。なお、受発注者協議は対象期間中に行うこと。

5 (軽微な工事の取り扱い)

請負対象金額が、500万円未満の軽微な工事については受注者希望型の対象とする。

対象外工事で起案した軽微な工事は、契約後の受発注者協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断された場合は、受注者希望型の対象とすることができる。なお、受発注者協議は対象期間中に行うこと。

(実施方法)

第4条 発注者は、公告資料(工事仕様書)に「週休2日工事」である旨を明記し、同資料(現場説明書)に「益田市営繕工事週休2日工事特記仕様書」を添付するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、災害復旧工事等については契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面(様式3)により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、発注者指定型においては、週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日取得計画表」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

5 その他実施に当たっては、「益田市営繕工事週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間において現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、工事成績評定にて評価する。なお、週休2日を達成しなかったことのみをもつての減点は行わない。

(工事費の積算)

第6条 「発注者指定型」においては、4週8休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成し、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

「受注者希望型」においては、労務費を補正せず工事費を積算して予定価格を作成し、現場閉所(現場休息)の状況を確認後、現場閉所(現場休息)の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組みを希望しなかった場合を含む。)については、変更の対象としない。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 現場の閉所状況

① 通期の週休2日工事(4週8休以上)

現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の場合

1. 0 2

(元請下請の取引の適正化)

第7条 週休2日工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(履行証明書)

第8条 発注者は、第4条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週6休以上の現場閉所が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(別添様式)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(工事看板)

第9条 週休2日工事の受注者は、週休2日工事であることを、仮囲い等に明示すること。

(提出書類の虚偽)

第10条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中または工事完了後に判明した場合には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う工事から適用する。

(様式3)

年 月 日

益田市長 様

(会社名)

現場代理人

(氏名)

週休2日工事（受注者希望型）の実施希望について

工事名 :

週休2日工事の実施希望について、下記の通り報告します。

記

1. 希望します。
2. 希望しません。

(別添様式)

週休2日工事履行証明書

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

(受注者名)

貴市発注の下記工事について、週休2日工事の実績を証明願います。

工 事 名 :

工 事 個 所 :

工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

竣 工 検 査 : 令和 年 月 日 7

受 注 者 指 名 :

週休2日の実績内容 : ○週○休以上 (現場閉所率○%以上)

※○に下記を参考に該当の数字を記載する。

①4週8休以上 (現場閉所率28.5%以上)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(証明者)

(証明する機関の長) 印